

1 介護予防認知症対応型通所介護（国の基準：第2章）

基準	対象		内容等		類型
人員・設備基準（概要）	従業者	単独型・併設型	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供時間帯に勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数1以上確保</li> <li>1人以上は常勤</li> </ul>	従うべき
			看護職員又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>専従で1以上（単位ごとに専従で1以上、及び提供時間帯に勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数1以上）確保されるための必要数</li> <li>1人以上は常勤</li> <li>利用者の処遇に支障がない場合は、他の単位の看護職員又は介護職員として従事可能</li> </ul>	従うべき
			機能訓練指導員	1以上（当該事業所の他の職務に従事可能）	従うべき
		共用型	利用者、入居者、入所者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、各事業所、施設の人員基準を満たすために必要な数以上		従うべき
	利用定員等	単独型・併設型	単位ごとの利用定員：12人以下		従うべき
			共用型	利用定員：施設ごとに1日当たり3人以下	
				事業者	事業又は施設の運営について3年以上の経験を有する者
	管理者	単独型・併設型	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤専従1名</li> <li>※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる</li> <li>必要な知識、経験を有する者で、別に定める研修の修了者</li> </ul>		従うべき
			共用型	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤専従1名</li> <li>※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる</li> <li>必要な知識、経験を有する者で、別に定める研修の修了者</li> </ul>	
	設備・備品等	食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備と備品等を備える。	食堂・機能訓練室	それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（食堂・機能訓練室は、広さを確保できる場合同一の場所とできる。）	
相談室			遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること		参酌すべき
運営基準（概要）	サービス提供困難時の対応		事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、当該申込者に係る介護予防支援事業者への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。		参酌すべき
	心身の状況等の把握		利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。		参酌すべき
	介護予防支援事業者等との連携		介護予防支援事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者等と連携し、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者に、情報を提供する。		参酌すべき
	地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助		市町村に届け出ることにより、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明し、必要な援助を行う。		参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準 (概要)	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	介護予防サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供する。	参酌すべき
	介護予防サービス計画等の変更の援助	利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、介護予防支援事業者への連絡等必要な援助を行う。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を介護予防サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
	緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
	勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。	参酌すべき
	定員の遵守	災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。	参酌すべき
	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	参酌すべき
	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌すべき
	地域との連携等	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員・設備・会計に関する諸記録を整備する。</li> <li>利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から2年間保存する。</li> </ul>	参酌すべき

## 2 介護予防小規模多機能型居宅介護（国の基準：第3章）

基準	対象		内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	日中	通いサービス提供：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上	従うべき	
			訪問サービス提供：常勤換算方法で1以上（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは1人以上）	従うべき	
		夜間・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供に当たる従業者：夜間・深夜の時間帯を通じて1以上</li> <li>宿直勤務に当たる従業者：必要な数以上（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、宿直勤務に当たる者を置かないことができる）</li> </ul>	従うべき	
			宿泊サービスの利用者がいない場合：夜間・深夜の訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜勤を行う従業者を置かないことができる。	従うべき	
		従業者のうち1以上の者は常勤、1以上が看護師又は准看護師（サテライト型は、本体事業所により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる）		従うべき	
		介護支援専門員	必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員を置く（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等のほかの職務に従事できる）。	従うべき	
	管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる）		従うべき	
		特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了しているもの（サテライト型は本体事業所の管理者が兼務可）		従うべき	
	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定複合型サービス事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了しているもの		従うべき	
	登録定員・利用定員	登録定員	25人以下（サテライト型は18人以下）		従うべき
		通いサービス利用定員	登録定員の2分の1から15人までの範囲内（サテライト型は12人まで）		従うべき
		宿泊サービス利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内（サテライト型は6人まで）		従うべき
	設備・備品等	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ		参酌すべき
			宿泊室	宿泊室の定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人）	参酌すべき
		宿泊室の床面積：7.43㎡以上（ただし病院・診療所である場合は、6.4㎡以上）		従うべき	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>個室以外の宿泊室の合計面積：7.43㎡×（宿泊サービスの利用定員－個室の定員）以上</li> <li>プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間は個室以外の宿泊室の面積に含めてよい）</li> </ul>		参酌すべき	
家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する		参酌すべき			

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	心身の状況等の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。	参酌すべき
	介護予防サービス事業者等との連携	サービスの提供に当たっては、介護予防サービス事業者や保健医療サービス・福祉サービス提供者・主治の医師等との連携に努め、サービス提供終了時には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、情報を提供する。	参酌すべき
	身分を証する書類の携行	従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示する。	参酌すべき
	身体的拘束等の禁止	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。	従うべき
	法定代理受領サービスに係る報告	市町村（国保連）に、指定介護予防サービス等の利用に係る計画に位置づけられている法定代理受領サービスに関する情報を文書（給付管理票）で提出する。	参酌すべき
	利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合等に、登録者に直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び実施状況の書類を交付する。	参酌すべき
	緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。</li> <li>・通いサービス・宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により一時的に定員を超えることはやむを得ない。</li> </ul>	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。</li> <li>・訓練の実施にあつては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</li> </ul>	参酌すべき
	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。</li> <li>・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。</li> </ul>	参酌すべき
	調査への協力等	市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う。	参酌すべき
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域住民の代表者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。</li> <li>・運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。</li> <li>・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。</li> </ul>	参酌すべき
	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り利用者がその居宅で生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努める。	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。</li> <li>・利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑥報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。</li> </ul>	参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	介護等	自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	参酌すべき
		利用者の負担により従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従うべき
		食事その他の家事等は可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	日常生活上必要な行政手続等について利用者・家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に利用者の家族との連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保するよう努める。	参酌すべき
	サービス提供困難時の対応	事業実施地域等の関係で適切なサービス提供が困難な場合、当該申込者に係る介護予防支援事業者への連絡や他の事業者等の紹介等を行う。	参酌すべき
	サービスの提供の記録	提供日・内容・代理受領のサービス費用額等を介護予防サービス計画記載の書面等に記載し、利用者から申出があった場合は、文書の交付等により情報を提供する。	参酌すべき
勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。	参酌すべき	
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌すべき	

### 3 介護予防認知症対応型共同生活介護（国の基準：第4章）

基準	対象	内容等	類型	
人員・設備基準（概要）	従業者の員数	共同生活住居ごとの介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上</li> <li>・夜間・深夜：夜勤職員(宿直勤務を除く)を当該時間帯を通じて1以上</li> <li>・指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合は、当該事業所の職務に従事可能</li> <li>・1以上が常勤</li> </ul>	従うべき
		計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活住居ごとに保健医療又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識・経験を有し必要な研修を修了している者を専従配置（利用者の処遇に支障がない場合は、その共同生活住居の他の職務に従事可能）</li> <li>・1以上は介護支援専門員とし、他の計画作成担当者の業務を監督する（併設小規模多機能型居宅介護事業所等の介護支援専門員との連携により効果的に運営し利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる）。</li> <li>・介護支援専門員でない計画作成担当者には、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等、認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験がある者を充てることができる。</li> </ul>	従うべき
	管理者	共同生活住居ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事可能）		従うべき
		特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了している。		従うべき
	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了している。		従うべき
	定員	共同生活住居の数：1又は2		標準
		共同生活住居の入居定員：5人以上9人以下		標準
		居室の定員：1人（利用者の処遇上必要な場合は、2人）		参酌すべき
	設備・備品等	居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活上で必要な設備を設ける。	居室の床面積：7.43㎡以上	従うべき
			居間・食堂は、同一の場所とできる。	参酌すべき
家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する。			参酌すべき	
運営基準（概要）	入退去	少人数による共同生活に支障がない認知症である要介護者に提供する。	参酌すべき	
		入居の際には、心身の状況・生活歴・病歴等の把握に努め、主治医の診断書等により認知症であることを確認し、入院治療を要する等サービス提供が困難な場合は、他の事業者・介護保険施設・病院・診療所の紹介等を行う。	参酌すべき	
		退去の際には、利用者・家族の希望をふまえた上で退居後の生活環境や介護の継続性に配慮して援助と適切な指導を行い、介護予防支援事業者等への情報提供と保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。	参酌すべき	
	サービスの提供の記録	入居に際しては、入居年月日及び共同生活住居の名称を、退去に際しては、退去年月日を利用者の被保険者証に記載し、サービス提供の際は、具体的な内容を記録する。		参酌すべき

基準	対象	内容等	類型
運営基準（概要）	身体的拘束等の禁止	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。	従うべき
	管理者による管理	同時に施設・居宅・地域密着型・介護予防・地域密着型介護予防サービスの事業所・病院・診療所・社会福祉施設の管理者であってはならない。（事業所・施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障が無い場合は、この限りではない。）	参酌すべき
	勤務体制の確保等	利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視した適切なサービスの提供に配慮した従業員の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。	参酌すべき
	定員の遵守	災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。	参酌すべき
	協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の病状の急変に備え、あらかじめ協力医療機関を定める。</li> <li>・あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。</li> </ul>	参酌すべき
	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>・介護予防支援事業者又はその従業者から、共同生活住宅からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</li> </ul>	参酌すべき
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員・設備・会計に関する諸記録を整備する。</li> <li>・利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③身体的拘束等に関する記録、④市町村への通知の記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況・事故に際して採った処置についての記録、⑦報告、評価、要望、助言等の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。</li> </ul>	参酌すべき
	介護等	自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	参酌すべき
		利用者の負担により従業員以外の者による介護を受けさせてはならない。	従うべき
		食事その他の家事等は可能な限り利用者介護従業員が共同で行うよう努める。	参酌すべき
	社会生活上の便宜の提供等	利用者の趣味嗜好に応じた活動を支援する。	参酌すべき
		利用者・家族が必要な行政手続等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行う。	参酌すべき
		常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保する。	参酌すべき
	緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。	参酌すべき
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。</li> <li>・訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</li> </ul>	参酌すべき
調査への協力等	市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う。	参酌すべき	
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域住民の代表者・事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。</li> <li>・運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表する。</li> <li>・事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。</li> </ul>	参酌すべき	

## 【各サービスにおける運営基準の共通事項】

対象	内容等	類型
内容及び手続の説明及び同意	あらかじめ利用申込者または家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に係る重要事項を文書で説明、同意を得て、提供を開始する。	従うべき
	重要事項を記した文書の交付は、利用申込者又は家族の同意を得て、電磁的方法により提供することができる。	参酌すべき
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	従うべき
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無や有効期間を確認する。</li> <li>被保険者証に認定審査会意見の記載があるときは、それに配慮してサービスを提供する。</li> </ul>	参酌すべき
要介護認定の申請に係る援助	認定申請を行っていない利用申込者の申請(必要な場合の更新認定の申請)を援助する。	参酌すべき
利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。</li> <li>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。</li> <li>あらかじめ利用者・家族に対し、サービスの内容・費用について説明を行い、利用者の同意を得て、利用者に負担させることが適当と認められる費用(※サービス種類ごとに定められている)の支払いを利用者から受けることができる。</li> </ul>	参酌すべき
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合、内容、費用額等を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。	参酌すべき
利用者に関する市町村への通知	利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護状態の程度を悪化させたときや不正な受給があるとき等は、意見を付け市町村に通知する。	参酌すべき
管理者の責務	管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	参酌すべき
運営規程	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業者の職種・員数・職務内容、③サービスの内容・利用料等の費用の額、④緊急時等における対応方法・非常災害対策、⑤その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく(定めるべき事項はサービスにより異なる)。	参酌すべき
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努める。</li> <li>感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずる。</li> </ul>	参酌すべき
掲示	見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制等利用申込者のサービス選択に係る重要事項を掲示する。	参酌すべき
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス従業者(であった者)は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>事業者は、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。</li> <li>サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。</li> </ul>	従うべき
広告	広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべき
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置等し、苦情の内容等を記録する。</li> <li>市町村からの文書等の物件の提出・提示の求めや質問・照会に応じ、市町村・国保連が行う調査に協力するとともに、市町村・国保連から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。</li> <li>市町村・国保連から求められた場合には、その改善の内容を報告する。</li> </ul>	従うべき
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。</li> <li>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</li> </ul>	参酌すべき
会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	参酌すべき